

堺市子ども・若者支援地域協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、堺市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下単に「子ども・若者」という。）に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、就労支援、総合相談その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関等（以下単に「関係機関等」という。）が連携し、支援に向けたネットワークを構築することにより、子ども・若者への効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者への支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者への支援に係る関係機関等の連携・協力に関すること。
- (3) 子ども・若者への支援に係る広報、啓発、研修等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・若者への支援について必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる関係機関等
- (2) 子ども・若者について学識経験を有する者その他協議会が適当と認める者

(委員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関等から選出された者及び前条第2号に掲げる者をもって充てる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は、委員の互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員改選に際し、次期役員が選出されるまで、前任者がその職務を行うこととする。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(代表者会議)

第10条 協議会の会議（以下「代表者会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 代表者会議は、総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長専決)

第11条 代表者会議の議事は、会長において代表者会議を招集する暇がないと認めるときは、会長はこれらを専決することができる。ただし、この場合、会長は次の代表者会議に報告し、承認を求めなければならない。

(関係者の出席)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第13条 協議会の所掌事務に関する専門的な事項及び個別事例の支援内容について、必要に応じ調査及び検討を行うため、協議会に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 別表に掲げる関係機関等から選出された実務担当者

(2) 子ども・若者について学識経験を有する者その他協議会が適当と認める者

3 実務者会議に代表及び副代表を置き、前項に掲げる者（以下「実務者」という。）の互選により選任する。

4 実務者会議は、必要に応じて会長が招集する。

5 第9条第1項及び第2項、第10条第2項及び第3項、第11条並びに前条の規定は、実務者会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「代表」と、「副会長」とあるのは「副代表」と、「委員」とあるのは「実務者」と読み替えるものとする。

6 代表は、実務者会議における調査及び検討の状況並びにその結果を、代表者会議に報告するものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課に置く。

(解散)

第15条 協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の3分の2以上の議決により解散する。

(守秘義務)

第16条 協議会の委員並びに代表者会議及び実務者会議に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の初年度における会計年度については、第14条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、平成24年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は、平成24年9月5日から施行する。ただし、改正後の規約第14条の規定については、平成24年度から適用する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月11日から施行する。

別表（第4条関係）

大阪府立子どもライフサポートセンター

大阪府警察本部 生活安全部 少年課

大阪府教育庁 教育センター

さかいJOBステーション

堺市発達障害者支援センター

堺市子ども・若者総合相談センター

堺市社会福祉協議会

堺市

堺市教育委員会事務局